古田史学の会・東海

平成28年

東海の古代

第190号 2016年06月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一 投稿先アドレス: furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「年代歴」を分析する その2

名古屋市 石田敬一

3 興福寺別當光明院實暁僧正の記録

現在、私たちが『二中歴』の影印を確認できる図書としては、尊経閣善本影印集成『二中歴』 (八木書店、一九九七年、以下尊経閣善本という)があります。この尊経閣善本の「年代歴」においては、虫食いにより「巳上百八十四年ゝ号卅十一代」と「年号」の間の文字が不明となっています。私には、1文字分のスペースがあり「記」と書かれているように思われます。

一方、近藤瓶 城編『改定史籍集覧第二十三冊』 新加書纂録類(近藤出版部、一九〇一年)の第 十九『二中歴』には、興福寺別當光明院實 暁僧 正の記録とされる『二中歴』の書写(以下實暁 記という)があります。實暁記は、この不明の 文字について、「不記」の2文字をあてています。 實暁記は、虫食い前に書写されたものであるの か、推測で文字を埋めたものかわかりませんが、 實暁記を重視すれば、「卅十一代」と「年号」の 間の不明の文字は「不記」とあったことになる でしょう。

ただし、近藤瓶城編の實暁記は、活字本であって尊経閣善本の影印どおり文言を写したものではなく、手が加えられていることに注意が必要です。

たとえば、實暁記の三頁では尊経閣善本で重複していた「次」の文字の一文字を削除しています。また、八~九頁では后妃が二人ずつ書かれているところを一人ずつにしています。私が問題にしている「号」については、すべて旧字体の「號」に書き換えられているなど不用意な修正が施されています。

さらに、最も問題であるのは、「年代歴」の該 当の箇所に、次のとおり句読点や返り点などが 入れられてしまっていることです。当然のこと ですが、尊経閣善本には句読点などありません。

巴上百八十四年、年號卅十一代不レ記=年號-、 只有=人傳言-、自=大寶始-立=年号-而已、

ここでは、次の4つの文章に区切られるよう に句読点が挿入されています。

- A「巳上百八十四年、」
- B「年號卅十一代不レ記=年號-、」
- C「只有二人傳言-、」
- D「自=大寶始-立=年号-而已、」

Aは、「以上184年間において、」という意味で、Bでは、「31代の年号は記されず」、Cで「ただ人の伝言があり」、Dで「大宝を始めてより年号を立つのみ」と読む意図で句読点などが加えられています。要するに、これらの年号が記されないのは、人の言い伝えとしてあるのみで、大宝から年号が立ったのであると解釈するように付されているのです。

もともと、年号は大宝から始まったのであり、

「年号は記されず」に只人の伝言があるのみと いう概念があったために、不明の文字を「不記」 と捉えたのではないかと疑われるのです。

實暁記では、CとDは句読点によって文章が 分けられています。このために、「只人の伝言 があるのみ」と「大宝から始めて年号が立つの み」というように分けて読解せざるをえないよ うになっています。そうなると必然的に、Bと Cは「年号は記されず、ただ、人の伝言がある のみ」と解釈するしかありません。

つの文です。CとDの2つの文に分けるのは恣 意的であり読解を誤らせるものです。CとDは 後述するように、一文ですので「大宝より年号 を立て始めたとするは、只、人の言い伝えが有 るにすぎない。」と連結して読むべきです。ま た、現に「年代歴」には三十一代の年号を記し ているのですから、「年号は記さない」と否定 する文章にしては意味が通じません。これに対 して「卅十一代」と「年号」の間の不明の文字 が「記」一文字であれば、A, Bは、「以上の とおり31代の年号があり、年号を記す」となり、 全く矛盾はないのです。

いずれにしても、この實暁記は、ありのまま 書写されたものでなく、残念ながら手が加えら れてしまっており注意深く取り扱う必要がある でしょう。

4 古代逸年号偽作説

法制史の立場から日本の年号の制度と実態を 研究されている所功氏(京都産業大学名誉教授) は、偽作説を唱える強力な推進者ではないかと 思います。所氏は「平泉史学」を承継する田中 卓を恩師としており、田中卓の考え方はまさに 皇国史観ですので、その思想を引き継いだ所氏 も、皇国史観の考え方に立ちます。皇国史観と は、天皇は万世一系とする思想であり、『日本 書紀』や『続日本紀』に掲げられた年号以外の 古代逸年号は、私年号であるとして公の「年号」 とは認めない立場です。

こうした思想を根底に持ち、所功氏は、『日 本の年号』(雄山閣、一九七八年)において次の ように主張されます。

古代年号"は、やはり「僧徒ノ随意二名(付) タルモノ」(清宮秀堅『新撰年表』序)であり、 「鎌倉時代以降に創作された架空の年号である」 (久保氏B⑤一五二頁)と推断せざるをえない。 (『日本の年号』五十一頁)

所氏の主張は、仏教に関する文字が使われた 年号であるから、僧徒が鎌倉以降に創作した架 空の年号とするものであり、確かな根拠に基づ いた主張とはいえません。しかしながら、年号 しかしながら、「只」から「而巳」までは一についての学説に大きな影響力を持つ所氏のこ うした考えが、偽作説を定説化する根源になっ ていると思われます。

5 古代逸年号偽作説批判

以上を踏まえ、古代逸年号の偽作説について 批判します。

『日本の年号』の後に出版された所功著の『年 号の歴史』増補版(雄山閣、一九八九年)にお いて、所氏は、「年代歴」の記述に関して、次 のように述べられています。

「年始五百六十九年内、丗九年無号不記支干。 其間結縄刻木以成政。

①継体五年元丁酉・・・略・・・・

③1大化六年乙未・・・・略・・・・

已上百八十四年、年号卅一。代と不記年号只 有人伝言。自大宝始立年号而已。」

右の冒頭一行が何を意味するか、私には解し かねるが、次の①~③は年号として列挙された ものとみられ、末尾一行はそれをうけて、以上 の百八十四年間の三十一の年号は代々記録され てきたものではなく、ただ人の「伝言」=言い 伝えとしてあるのみで、公式の年号は大宝より はじめて立てられた、ということであろう。

(『年号の歴史<増補版>』、十七頁)

私は、この記述の中に3点で問題があると思 います。

第一点目に、所氏が「右の冒頭一行が何を意 味するか、私には解しかねる」として読解を放 棄されていることです。冒頭一行は、これ以降 の内容にかかわる記述ですので、意味を理解し ておくことが重要であり、私は、しっかり読解 このような文字の特色をみれば、いわゆる"する必要があると思いますが、これを放棄した

不十分であると思います。

私は、次のとおり読解します。

間結縄刻木以成政。

年が始まり五百六十九年、このうち三十九年 は、**号が無く支干を記さず。其の間、縄を結び** 冒頭一行の「不記」が挟まる a の「号不記支」 木に刻し、以って 政 を成す。

年)から五百六十九年前に年を数え始め、そのの「号不記支」は、四文字の長さが26.5ミリメ 五百六十九年のうち三十九年間は年号が無く干 ートルあり、このうち「不記」は11.5ミリメー 支を記さない時期があって、その間は縄を結び 木に刻して政を成したということです。年始 から三十九年経過した時点すなわち継体元年か らは、具体的に三十一の年号とともに干支を羅 列し、年号も干支も使用した状況を示していま す。

なお、古田武彦氏は、『二中歴』の執筆時点 について堀河天皇(1086~1107)の段階を指し ているとします。

『二中歴』は平安の中期末、堀河天皇の時、 あるいはその次の代あたりに成立した本である とわたしは思います。なぜかというと、この全 体の中にいろんなものから文献を引用している のですが、その合い間に、「今案ずるに」という 形で、くり返し、その編者自身の意見が書かれ ております。残念ながら編者の名前はわかって

測し、その結果から「記」一文字であると確信 いませんが「今案ずるに」という形で自分の意 見を挿入しているのです。これが全体で百近く あります。この中のひとつに、この冒頭部の「人 代歴」のところで、神武天皇から現在の堀河天 皇のところまで、「千七百五十九年」たっている と、年代計算をしているところがあります。「今 案ずるに・・・」という中で計算をしているわ けてす。とすると、今というのは、一一 堀河 天皇の次の段階だから、前の天皇までと計算し たと考えても良いのですが、 一一ほぼ、堀河 天皇(一〇八六~一一〇七)の段階を指してい る、というふうに理解できます。その点が、こ の『二中歴』というのは、平安中期の成立であ ると、わたしが言った論証です。

(市民の古代11「九州年号-古文書の証言-」 1989年、P49)

まま「年代歴」の記事の意味内容を論ずるのは 第二点目は、末尾一行の字句を「代と不記年 号」とした点に疑義があります。「代」と「年号」 の間には、一文字分のスペースしかなく、「代と 年始五百六十九年内世九年無号不記支干。其 不記年号」のように「代」と「年号」の間に「と 不記」の三文字や實 暁記の「不記」の二文字が 入る余地はありません。

の文字の大きさを測定し、これと比較してdの 「三十一代」と「年号」の間に「不記」の二文 冒頭一行の記述は、「年代歴」の執筆時(1047 字が挟まる余地があるかどうかを調べると、a トル、43パーセントを占めています。計算上は、 50パーセント必要ですが、43パーセント程度あ れば「不記」の二文字が入る余地があると考え られます。当該のdの「代~年」は27ミリメー トルあり、「代」と「年」は各々10.5と8八ミリ メートルで、差し引きすると残りは、8.5ミリメ ートル、31パーセントです。もし、ここに「不 記」の二文字が入るとすれば、先の例から43パ ーセント程度の長さが必要ですが、それより随 分と短く、前後の文字と比較して一文字分の余 地はあるものの、「不記」の二文字が入る余地は ほぼないと認めざるをえないでしょう。つまり、 影印からすると「三十一代」と「年号」の間は、 一文字のみの可能性が高いと思います。

> このように、私は、文字の大きさを厳密に計 します。





第三点目に、所氏は、「年代歴」の末尾に記 述された「只・・・而已」について、實暁記の 句読点を参考にし二つの文に分けて読解されて いますが、「而已」は「…だけである,…にす ぎない」の意味です。このことについては古田 氏も指摘されているところです。

「而已」の使用例は、たとえば、次の『日本 書紀』雄略紀三年八月の記事にあります。

乃復幷爲欲殺眉輪王、案劾所由、眉輪王曰「臣 元不求天位、唯報父仇而已。」

乃ち復た併せて眉輪王をも殺すと欲し、こと の由の罪を調べるに、眉輪王曰く「臣は、元よ り天位を求めず。ただ、父の仇に報うにすぎず」

眉輪王は、義理の父の安康天皇が、実父の大 草香皇子を殺したことを知り、安康天皇が眠っ ているところを刺し殺したため、その動機を雄 略天皇に追及された眉輪王は、「私は皇位を狙っ たのではない、ただ父の仇を報いたにすぎない」 と答えているのです。この例の「唯報父仇而已」 のように頭に「唯」の字を伴って「而已」まで 縄。敬佛法於百済求得佛経、始文字有」と対応 が一連の文となっています。

所氏は、「只」から「而已」までを一連の文 として捉えず「只有人伝言」と「自大宝始立年 号而已」の二つの文に分けておられますが、こ の記述について、先の眉輪王の記事の例「唯・ ・・而已」に従えば、「只・・・而已」は一連 の文です。つまり、「只有人伝言自大宝始立年 号而已」は一つの文として「ただ・・・にした にすぎない」という否定的な意味をより強調し た文章とするのが妥当です。

以上のことから、所氏の示された末尾一行の 文章は、次のとおり読解すべきと思います。

已上百八十四年、年号卅一代、記年号。只有 人伝言自大宝始立年号而已。

以上のとおり百八十四年に年号は三十一代あ り、年号を記す。大宝より年号を立て始めたと するは、只、人の言い伝えが有るにすぎない。

「年代歴」の編者は、継体から大化まで年号 を並べた上で、百八十四年間に三十一の年号が あり、それらの年号を記述するとともに、大宝 より年号を立て始めたというのは、ただ、その

ように言い伝えているにすぎないのだ、と主張 していると私は理解します。

「年代歴」の意味するところ 6

「年代歴」は、年始から三十九年経過した時 点すなわち継体から具体的に三十一の年号とと もに干支を羅列し、年号も干支も使用した状況 を示しています。

万一、継体から五百六十九年前の時点が年始 として三十九年間は年号・干支を使用しなかっ たと仮定したならば、その後の五百三十年間は、 年号と干支を以て、政を成したということにな ろうと思いますが、「年代歴」には、それらの年 号は掲載されておらず、空白の五百三十年を生 じてしまい記述と合致しません。また、明要十 一年には、「文書始出来結縄刻木止畢」とあり、 文書が出来始めたので、併用していた結縄刻木 を止めると記されており、年始の時期はあまり 古くはないことを感じさせます。なお、この記 述は『隋書』俀國伝の記事「無文字、唯刻木結 しており時代がおおむね合致していると思いま

天智天皇の正体

一宮市 竹嶌正雄

1. はじめに

天智天皇が皇極・斉明天皇の子ではないこと は「東海の古代」第181号(2015年9月号)の拙 稿『万葉集と九州王朝』において解明した通り である。

では、天智天皇はどのような人物であっただ ろうか。日本書紀は、乙巳の変の条にて蘇我入 鹿殺害現場より私邸に走り帰った古人大兄皇子 に、「韓人が鞍作臣を殺した」と周りの人に語 らせている。つまり、中大兄のことを「韓人」 と言っているのである。よって、日本書紀の中 に天智天皇の正体を教えてくれる記事があるの ではないかと考えて推考してみた。

参考資料は小学館の新編日本古典文学全集

『日本書紀』③(以下新編『書紀』③という)を d (元年四月十日)蘇我大臣、畝傍の家に百済の 使用した。

2.「韓人」推考の記事

(1)舒明紀

(舒明三年)三月庚申朔に、百済 王 義慈、王子 **豊璋を入りて質とす**。 (新編『書紀』③、41頁)

舒明三(631)年の時点での百済王は義慈王(在 位641~660)の父・武王(在位600~641)である。 よって、この記事は百済第31代義慈王即位の舒 明十三(641)年以降の記事が誤って記載された ものと考える。

元の時期は皇極元(642)年正月29日の条の阿 曇連比羅夫の報告にある舒明天皇の弔問使の記 事がそれであり、この時豊璋は弔問使であった が、そのまま日本に滞在したので人質と呼ばれ たと考える。

因みに、允恭天皇の弔問使を九州朝より雄略 天皇が引率したように、豊璋らの弔問使を軽皇 子(孝徳天皇)が引率して来たと推測する。即ち、 軽皇子も皇極天皇の弟でなく、九州朝より派遣 された人である。

(2) 皇極紀

皇極紀に於ける百済弔問使に関する記事とそ の内容を見ると多くの矛盾がある。それを整理 する必要があるので、少し煩雑になるが該当す る部分を抜き出してみた。

a (元年二月二日) 弔使、報して言さく、「百済 国主、臣に謂りて言ひしく、『塞上、恒に悪を作 す。還使に付けたまはむと請すとも、天前許 したまはじ』といひき」とまをす。百済の弔使 の廉人等の言はく、「去年の十一月に、大佐平 智積卒せぬ。…(略)…今年の正月に、国主の母 が薨せぬ。又弟王子で児の翹岐と其の母妹の女 子四人、…(略)…、島に放たれぬ」といふ。

(新編『書紀』③、57頁)

b (元年二月二十四日)翹岐を召して阿曇山背連 の家に安置らしむ。

(新編『書紀』③、59頁)

c (元年四月八日)大使翹岐、其の従者を将て

(新編『書紀』③、59頁) ある。

郵岐等を喚び、親ら対ひて語話す。

(新編『書紀』③、60頁)

(元年五月五日)河内国の依網屯倉の前に、翹 岐等を召び、射猟を観しむ。

(新編『書紀』③、61頁)

f (元年五月二十一日) 翹岐が従者一人死去ぬ。 (同上)

g (元年五月二十二日)翹岐が児死去ぬ。是の時 に、翹岐と妻と、児の死にたるを畏忌みて、果 して喪に臨まず。 (同上)

h (元年五月二十四日)翹岐、其の妻子を将て、 百済の大井の家に移る。

(新編『書紀』③、62頁)

(元年七月二十二日)百済使人大佐平智積等に - 3.3.。 (mg) … 翹岐が前に相撲とらしむ。智積等、 宴 畢りて 退 で、翹岐が門を 拝 す。

(新編『書紀』③、63頁)

j (元年八月)六日に、百済使・参官等罷り帰る。 仍りて大舶と同船と三艘を賜ふ。

(新編『書紀』③、65頁)

十三日、小徳を以ちて百済の質達率長福に授 け、中客より以下に、位一級を授けたまふ。

(同上)

十五日、船を以ちて百済の参官等に賜ひ、発 (新編『書紀』③、66頁) 遣す。 二十六日百済・新羅の使人、罷り帰る。

(同上)

k (二年三月十三日)難波の百済の 客 の館堂と 民の家室とに災けり。

(新編『書紀』③、73頁)

- I (二年四月二十一日)筑紫大宰、馳駅して奏し て曰さく、「百済国主の児翹岐弟王子、調 使 と共に来り」とまをす。
- n (二年六月二十三日)百済の進調船、難波津に (新編『書紀』③、75頁)
- m 是の歳(二年)に、百済の太子余豊、蜜蜂の房 四枚を以ちて、三輪山に放ち養ふ。而して終に 蕃息らず。

(新編『書紀』③、84頁)

以上が「韓人」を推考する事ができる記事で

3.「韓人」推考の実施

(1)記事aの検証

記事aの百済弔使の従者が語った、「去年」 とは何時であるかを検証する。「去年の十一月 に大佐平智積卒去した」とあるが、記事iに「百 済使人大佐平智積らを朝廷で饗応した」とある。 この記事 i は皇極元(642)年の七月の記事であ るので、大佐平智積が死去したのはこの七月以 降となる。つまり、去年の十一月とは皇極元(6 42)年11月ということになる。

従って、「今年の正月に国主の母が薨去した」 とある今年は皇極二(643)年正月ということに なる。因って、記事 a は皇極元年二月は誤りで、 同二年二月が正しいということになる。

更に、従者の言に、「(王子豊璋の)弟王子で(義 慈王の)児の翹岐らが島(済州島)に追放された」 とある。つまり、翹岐は皇極二年二月には済州 島に居たのである。だから記事1にあるように 皇極二年四月に流罪になっていた翹岐が突然現 れたことに驚いた「筑紫大宰が早馬を使って報 告した」のである。

(2)記事b~iの検証

前項で分かったように、記事bにある阿曇山 背連の家に招致されたのは翹岐ではなくて、舒 明天皇の弔問使として遣って来た豊璋である。 つまり、皇極元年正月に阿曇比羅夫と豊璋は筑 紫まで一緒に来たが、比羅夫だけが急ぎ大和に 来て豊璋の来朝を報告したのが正月29日であ り、豊璋はその翌月24日に到着したのである。 時間的な経過も自然であり問題ない。

記事c~iにある翹岐を豊璋に置き換えても 何の問題もなく自然である。特に記事gを見る に「妻と共に児の死にたるを忌み畏れて」とあ るように、豊璋であれば妻も子もいても問題な いが、翹岐であれば不自然である。つまり、記 事aには翹岐が追放されたとき「同母妹の女子 四人」とは一緒であったが、妻も子供もいない からである。

さらに、記事iにあるように、この弔使団に は大佐平智積という高官が同行している。翹岐 は島に追放された身であるので高官が同行して いたはずがない。豊璋と考える方が自然である。 従って、「智積等が宴会の終わったあと退出し 波津を出発し、筑紫の那大津までの中間地点の

て拝礼した」のは豊璋の住まいの門である。

(3)記事j、kの検証

記事jで分かるように、大佐平智積等の百済 使・参官団が皇極元年八月に帰国した。そして、 大佐平智積は帰国して間もない十一月に卒去し たのである。それを伝えるのが記事aである。 つまり、記事aは記事jとkの間に入るのであ る。そうすると、この記事aの内容である皇極 元年二月に来朝した王子豊璋を還してくれとい う百済王義慈の願いが時間の経過と共に理解で きるのである。

記事kは皇極二年二月二日に来朝した記事a の百済使節団が泊まっていた館に火災が起きた 事を伝えている。

(4)記事 I 、nの検証

記事1は前述したように、済州島に流刑にな っていると報告を受けたばかりの翹岐が筑紫に 到着したことに驚き慌てて、筑紫大宰が早馬を 飛ばして奏上してきた記事である。

記事nはこの翹岐らの一団が筑紫の那大津か ら難波津に到着した記事である。この後に翹岐 は初めて大和に入ったのであり、記事b~iに ある翹岐は翹岐ではなくて、豊璋である事が分

ここで、筑紫と難波及び大和との所要時間を 考えてみたい。この所要時間を検証できる記事 が斉明七年の条に2例ある。それは次の文であ る。

く1 例目>

(斉明)七年春正月丁酉朔の壬寅、御船西に征きて、 始めて海路に就く。 (新編『書紀』③、241頁) 甲辰に、御船、大伯海に到る。時に大田姫皇女、 女を産む。 庚戌に、御船、伊予の熟田津の石湯行宮に泊つ。 (同上)

く2 例目>

(斉明七年)冬十月癸亥朔の己巳に、天皇の喪、帰 りて海に就く。 (新編『書紀』③、244頁) 乙酉に、天皇の喪、還りて難波に泊つ。

(同、245頁)

1 例目は斉明七年正月に百済国救援の為に難

伊予熟田津に到着した記事である。この間は9 日間である。よって、倍して18日間ほどで筑紫 に到着となる。

2 例目は斉明天皇の遺体を大和に移送する記 事である。この間は17日間である。この時は特 別な航海で、急いでいたと考えられる17日間で ある。1例目も途中で大田姫皇女が天武天皇の 子・大伯皇女を出産することがあっての18日間 であるので、筑紫の那大津と難波津の所要時間 は18~20日間と考える。

この事例を基に、皇極元年の豊璋弔使団の大 和入り経過と同2年の翹岐の難波津到着経過を 検証する。

〈皇極元年豊璋弔使団〉

皇極元年正月に阿曇比羅夫が「百済王子豊璋 の弔使団が筑紫に到着している」と報告したの が29日で、その弔使団が難波郡に到着し饗応を 受けたのが2月22日である。阿曇比羅夫は那大 津から難波津までを早馬で急ぎ来たとあるので 通常の半分程とみて10日間で、また難波津から 大和までを2日間で到着したとすると、比羅夫 の那大津出発は筑紫に着いて直後と考えて、1 月17日ごろとなる。この弔使団は舒明弔問が目 的であったので筑紫での滞在は短かったはずで あるが、比羅夫の出発から弔使団の難波郡饗応 までが35日間と長い。しかし、航行日数を通常 の20日+5日=25日間であったとすれば、那大 津及び難波津での休息が合わせて10日間とな る。即ち、それぞれ5日間の現実的な日数と考 える。

〈皇極2年翻岐の一団〉

記事1の筑紫大宰からの早馬報告が大和に着 いたのが皇極二年の4月21日で、報告の翹岐ら 一団が難波津に着いたのが6月23日であるの で、この間は4月22日~6月23日の61日間とな る。

この翹岐の一団の経過は複雑なものである。 つまり、予期しない一団の到着に驚いた筑紫大 室は急ぎ報告し、その一団の召還命令を持って 筑紫に帰り、一行を送り出したのである。その 行程日数を推測する。

- ① 4/22筑紫大宰奏上の検討開始~4/24召還 命令発布=3日

宰府到着=28日

- ③ 5/23大宰府詔確認、5/24翹岐へ通達、5/ 25~27準備=5日
- ④ 5/28翹岐那大津出発~6/23翹岐難波津到 着=25日 合計61日

以上のように、那大津から難波津までの瀬戸 内の航行は天候を考慮して25日程と考える。

4.「韓人」の特定

皇極元年には百済王子豊璋が、同二年にはそ の豊璋の弟の翹岐の二人が遣って来た。王子豊 璋は記事mにもあるように、客人として振る舞 っており、また白雉元年二月十五日の白雉奉納 の儀式に出席している。

その後、百済国は唐・新羅連合軍に敗れ義慈 王が捕虜となり、斉明六(660)年十月に豊璋の 帰還と援軍を要請して来た。これに応えた斉明 天皇は翌年正月に豊璋を連れて西征の為に筑紫 へ向かった。

そして、同年九月に豊璋は百済に帰還した。 これに対して、翹岐は記事l・nにあるだけ で、豊璋と兄弟の百済王子でありながら、その 消息は途絶えている。もっとも、翹岐は通常の 客人ではなくて、記事 a にあるように済州島の 流刑より逃れ来た亡命者である。百済に帰れな い事を覚悟した翹岐は大和で生きていく事を決 め、その方法を探したと考える。

当時、近畿政権は蘇我氏が牛耳っていた。蘇 我蝦夷・入鹿親子は葛城朝(欠史八代朝)の継承 者として天皇家を自称しおり、欽明朝天皇家は 空洞化していた。そこに目を付けた翹岐は欽明 朝の復活により、自分の居場所を得ようと考え た。どのような手法を使ったか分からないが、 記事n以降に姿が見えなかった翹岐は僅か半年 の間に欽明朝家の中枢に入り込んでいた。

この時、蘇我入鹿は欽明朝家の後継者に叔母 ・法提郎媛の子・古人大兄皇子を立てようとし て、山背大兄王を襲い殺してしまった。これを 機に翹岐は自分が欽明朝の後継者になろうと考 えて、まずは九州朝より近畿に派遣されていた 軽皇子に『九州朝系の欽明朝が消滅する』と訴 え、蘇我氏葛城朝を排除する事を提案した。こ れに同意した軽皇子は翹岐に協力者として親交 ② 4/25筑紫使者大和出発~5/22使者筑紫大 のあった中臣鎌子連を紹介した。これが皇極三

(644)年正月のことである。

その後、翹岐と中臣鎌子の二人は蘇我蝦夷・ 入鹿親子討伐を目指して準備を進めて行き、皇 極四(645)年六月十二日を迎えた。乙巳の変で ある。この蘇我入鹿殺害の件は、皇極天皇及び 天皇の傍にいた皇太子古人大兄皇子は知らなか った、と考える。それが書紀の伝える次の文で ある。

古人大兄、見て私宮に走り入り、人に謂ひて曰く、 「韓人、鞍作臣を殺しつ」

(新編『書紀』③、101頁)

以上のことより、「韓人」とは百済の亡命王 子・翹岐であると特定するのである。

5. まとめ

乙巳の変の後、皇極天皇より皇位を譲られた 軽皇子は孝徳天皇となった。そして、九州朝系 欽明朝の復活に貢献した翹岐を皇太子にした。 しかし、百済王子翹岐のままでは皇太子にする ことは出来ない。そこで翹岐を皇極前天皇の養 子とすることを考えたのである。そして呼び名 を「中大兄」と称したのである。

この名・中大兄には皇太子になったにも関わらず、書紀は一貫して「皇子」の名称を付けていない。それは彼が欽明朝天皇家の血を受けていないからである。

また、書紀は編纂において、中大兄(後の天智天皇)の出自隠しを色々と行っている。一つ目が舒明天皇の百済の大殯の時で「是の時に、東宮開別皇子、年十六にして誄たてまつりたまふ」である。この時中大兄は大和にいなかった。この誄は古人大兄皇子が行ったのである。二つ目が前述の記事 b~iにある豊璋の翹岐への置き換えである。三つ目が記事 a の皇極二年二月から皇極元年二月への繰上げ挿入である。

以上のように、表題とした「天智天皇の正体」 は百済国からの亡命王子・翹岐である。つまり、 中大兄・天智天皇は百済出身故に、負けると分 かっていながら母国・百済を救済するために白 村江の戦いに出向いたのである。

推古紀における諸問題(2)

瀬戸市 林 伸禧

3 中国との通交

(1) 中国との通交記事の疑問点

推古十六(608)年4月条の記事にに大唐使 人装世清が来日し、推古天皇側は大歓迎をした と記述されている。

この記事で、次のような疑問がある。

① 推古十六年は、大業四年で隋の煬帝が統治している時代であり、唐代ではない。

『隋書』俀国伝では、大業四年条に、煬帝 に使わされて文林郎が俀国に来たと記述され ており、年代と記事が矛盾している。

明年 (大業四年)

上(煬帝) 遣 文林郎裴清使 於俀國

② 推古十六年夏四月条では、裴世清を「大唐 使人」と記述している。

小野臣妹子 至自大唐 々国号妹子臣曰蘇因高即大唐使人。裴世清·下客十二人 従妹子臣 至於筑紫

しかし、後文では「大唐客」と記述している。

遣難波吉士雄成 召<u>大唐**客**</u>裴世清等

なぜ、「大唐使人」と「大唐客」の二通りの記述をする必要があるのか疑問である。

(2) 裴世清の来日

- ① 通説では、推古紀及び『隋書』俀国伝での 装世清の来日は同じ事柄を記述したものとし ている。
- ② 古田武彦氏は、同じ時期の来日てはなく、 推古紀での来日は12年繰上げて記述されて おり、記事どおり唐初期に来日したものであ ると述べている。*1
- ③ 拙者は、古田武彦説に賛同するものである。 裴世清は二回来日しており、拙著「『遣唐 使』と『隋書』俀国伝」(155号、平成25年7 月、及び170号、平成26年10月)で述べてい

^{*1 ・『}失われた九州王朝』: 1973(昭和48)年8月、朝日新聞社。「復刻版」2010(平成22)年2月、ミネルヴァ書房。

^{・『}古代は輝いていた』Ⅲ:1985年(昭和60年)4月、朝日新聞社。「復刻版」2010(平成22)年2月、ミネルヴァ書房。

るが、改めて述べる。

第一回(『隋書』俀国伝)は、隋・煬帝の 使人として俀国の状況を把握するため、かつ、 煬帝が計画している高句麗遠征に支障を来た すか否かを知るための来日である。

第二回(推古紀)は、唐・高租の使人とし て、隋から唐の時代になったことを俀国(倭 国) に承知させること。及び、前回の来日か ら十二年後の日本の現況を把握するためと思 われる。私は、初めて天皇家に訪問したもの と推定している。

(3) 12年繰上説

- ① 百済僧道欣等の記事
- ・推古十七(609)年夏四月条

筑紫大宰奏上言

「百済僧道欣・恵彌 爲首一十人 俗七十五 人泊于肥後國葦北津」

是時 遣難波吉士徳摩呂・船史龍以問之曰 「何来也」

對曰

「百済王 命以遣於吳國 其國有亂不得入 更 返於本郷 忽逢暴風 漂蕩海中 然有大幸 而泊于聖帝之辺境 以歓喜」

百済僧道欣等は、百済王から派遣されて呉 ④ 以上から、推古十五年・十六年の記事は、 国に出かけたが、呉国は戦乱のため入国でき なかった。帰国の途についたが、暴風にあい 漂着したと述べている。

は存在しない。『旧唐書』には次のとおりある。

・武徳二 (619) 年九月条

賊師李子通 據江都 僭称天子國號具

(『旧唐書』高租紀)

子通入據江都 盡虜其衆 因僭即皇帝位 國稱吳 建元爲明政

(『旧唐書』列伝第六 李子通)

・武徳四(621)年十一月条

会稽賊師 李子通 以其地來降

(『旧唐書』高租紀)

呉国は唐初期(619~621年)に存在してい た。故に、推古十七年夏四月条の百済僧道欣 ・推古八年条 等の記事は、推古二十九 (621) 年のことと 考えられ、12年遡らせたものと推定できる。

- ② 裴世清が持参した國書
- 推古十六年九月秋八月壬子条

其書日

「皇帝問倭皇 使人長吏大礼蘇因高等 至具懐 朕欽承宝命 臨仰区宇 思弘徳化 覃被含霊 愛育之情 無隔遐邇 知皇介居海表 撫寧民 庶 境内安楽 風俗融和 深気至誠 遠脩朝貢 丹款之美 朕有嘉焉 稍暄 比如常也 故遣鴻 臚寺掌客裴世清等 稍宣往意 并送物如別」

裴世清が持参した國書で、皇帝は「欽承宝 命 臨仰区字」と述べている。この「宝命」 は、 "天帝から下された天命、であり、初代 皇帝が述べる言葉であるが、煬帝は初代皇帝 ではなく第2代である。

この解釈については、古田武彦著『古代は 輝いていた』Ⅲ (200~207頁) を参照された

- ③ 小野妹子が唐に派遣された時期
- 推古15年秋7月条

大礼小野臣妹子遣於**大唐**

唐の建国は推古二十六年五月であるから、こ れは推古二十七年以降の記事である。

- 12年遡らせた記事と推定する。
- ⑤ これに関連して、推古二十二年・二十三年 しかし、呉国は、609年(隋・大業5年)に 条の記事も12年遡らせたと推定する。
 - 3 新羅との通交
 - (1) 新羅との通交記事の疑問点
 - ・推古二十九年条

是歳 新羅 遣 奈末伊弥買 朝貢 以表書 奏使旨

凡新羅上表 蓋始起 于此時歟

新羅は、使者を派遣して朝貢し、表書を上 奏した。上表は此時から始まったかと記述さ れている。しかし、新羅との通交はこれ以前 から行っており疑問である。

是歳 爰新羅・任那王 二國遣使貢調 仍奏表之曰

「天上有神 地有天皇 除是二神 何亦有畏乎 自

今以後 不有相攻 且不乾船柁 每歳必朝」

推古八年に新羅は上表を奏じ朝貢するとと 4 使人・客 もに、その後毎年必ず朝貢すると述べている。 (1) **推古紀における「使人・客**」 すなわち、推古二十九年条と推古八年条の記 事は矛盾している。

(2) 10年繰上説

・推古十八年冬九・十月条

推古十八年九月

遣使 召 新羅·任那使人

冬十月己丑朔丙申

新羅·任那使人臻於京

是日

命 額田部連比羅夫 爲迎新羅客荘馬之長 以膳臣 大伴咋 為迎任那客荘馬之長 即安置 阿斗河辺館

九日 丁酉

客等拝朝庭

於是 命秦造河勝·土部連菟 爲**新羅**導者 以 間人連塩蓋·阿閉臣大籠 爲任那導者 共引以自南門入 立于庭中

時 大伴咋連·蘇我豊浦蝦夷臣·坂本糠手臣· 阿倍鳥子臣 共自位起之 進伏于庭

於是 兩國客等各再拝 以奏使旨

乃四大夫 起谁啓於大臣

時 大臣自位起 立庁前而聽焉 既而賜禄諸客 各有差

乙巳

響使人等於朝 以河内漢直暬 爲新羅共食者 錦織首久僧 爲任那共食者

辛亥

客等禮畢 以帰焉

新羅・任那使人を招いて大歓迎し、大臣が 接見したと記述されており、初めての接見と 思われる。なお、新羅使人等が推古天皇側を 訪問することを決断したのは、唐使人が訪問 したのを知ったためと推定する。

また、推古十八年条記事を10年繰り下げ ると、新羅は推古天皇側と初めて接見し、翌 年(推古二十九年)正式に通交を始めたこと になり、整合性がとれる。

これに関連して、推古二十二年、二十四年 条の記事も10年遡らせた記事と推定する。

- ・推古十六年夏四月条

小野臣妹子 至自大唐 々國号妹子臣曰蘇因高 即大唐使人裴世清·下客十二人

從妹子臣 至於筑紫

遣 難波吉士雄成 召 大唐客裴世清等

爲唐客 更造新館於難波高麗館之上

裴世清は、前文では大唐使人、後文では唐 客と記述されている。

・推古十八年冬九・十月条

推古十八年九月

遣使 召 新羅·任那使人 冬十月己丑朔丙申

新羅·仟那使人臻於京

是日

命 額田部連比羅夫 爲迎新羅客荘馬之長 以 膳臣大伴咋 爲迎任那客荘馬之長 即 安置 阿斗河辺館

新羅・任那使人が後文では新羅客・任那客 と記述されている。

これらを整理すると次のとおりである。

- ・裴世清は、推古十六年(※28年に校訂) 四月に筑紫に着き、推古天皇側の招きにより 八月に京に到着した。
- ・新羅等使人は、推古十八年(※28年に校訂) 秋七月に筑紫に着き、推古天皇側の招きによ り十月に京に到着した。

すなわち

- ・いずれも、自国から京に直行していない。
- ・筑紫に着いた後、招かれて訪問している。
- ・筑紫から京に着くまで、3~4ヶ月かかって いる。

以上から、使人の本来の目的は、推古天皇と 会うことではなく、倭国(俀国)に訪問するこ とだと推定する。

すなわち、使人として倭国(俀国)に訪問し たのち、招かれて京に訪問したので、「客」と 記述したものと思われる。

校訂による唐・新羅関係年表

	和	暦			年 表 事 項		
西暦	年号	年	月	日	唐関係	新羅関係	推古天皇関係
600	推古	8				俀国に毎年訪問すると上表 した。	_
610		18	1		Т	_	【俀国】 隋に使者を派遣した。 これ以降派遣しなかった。
618		26	5		高租は建国した。	_	_
		27	7		_	_	唐に使者を派遣した。
		28	4	_	裴世清等は、筑紫に着いた。	_	_
					_	_	難波吉士雄成を派遣して、京を訪 問するよう裴世清を招いた。
			5		_	_	_
			6	15	裴世清等は難波津に泊った。	_	裴世清等を歓迎した。
			7		_	使人等(新羅·任那使人)は 筑紫に着いた。	_
			8	3	表世清等は京に着いた。	_	_
				12	裴世清は推古天皇側と接見 した。	_	_
				16	_	_	裴世清等を朝廷で饗応した。
			9	5	_	_	裴世清等を難波大郡で饗応した。
				11	裴世清等は帰国した。	_	
					_	_	使者を派遣して、使人等が京を訪 問するよう招いた。
			10	8	_	使人等は京に着いた。	_
				9	_	使人等は推古天皇側 (大臣) と接見した。	_
				17	_	_	使人等を饗応した。
				23		帰途についた	_
619		29			_	来日して、上表を奉じ通交を始じめた。	_

(2) 舒明紀における「使人・客」

• 舒明四年(632年)条

秋八月 大唐遺高表仁 送三田耜 共泊于対馬 冬十月辛亥朔甲寅 <u>唐国**使人**</u>高表仁等 泊于 難波津

• 舒明五年正月条

五年春正月己卯朔甲辰 大唐客高表仁等 帰国 これらの記事では、高表仁は唐國使人・大 唐客と記述されている。しかし、『旧唐書』 倭国伝においては、次のとおり、高表仁は皇 帝の使者として任務を果たさなかったと非難 されている。そして、通交断絶となっている。

· 貞観六年(632年)条

又 遣新州刺史高表仁 持節往撫之 表仁無綏遠之才 與王子爭禮 不宣朝命而還

• 舒明五年正月条

五年春正月己卯朔甲辰 大唐**客**高表仁等 帰国

大唐客の高表仁等の滞在日数が4ヶ月と長い。

便 告高表仁等 曰

「聞天子所命之使 到于天皇朝 迎之」

天子の命を受けた使者が、天皇の朝廷に至ったので迎えにきたと述べている。高表仁は直接舒明天皇のところに向かったか、または倭国に行った後に舒明天皇のところに出かけたか判然としない記事であるが、推古紀の裴世清来日記事からすると、本来は倭国に訪問することが目的であったが、目的を達せなかったために舒明天皇側を訪問したと推定する。

(3) 考察

以上を踏まえて考察するに、「使人」は皇帝 の命を受けて、皇帝の代理人として訪問する場 合に使われ、「客」は公式訪問ではない場合に 用いられると思われる。

5 12年・10年繰上げ校訂年表

これまで述べてきたことを「校訂による唐・ 新羅関係年表」として作成した。詳細は別添「参 考資料」を参照されたい。

『隋書』を徹底して読む

東夷伝高麗條(後半)

名古屋市 石田敬一

前回までに引き続き、『隋書』卷八十一・列傳 第四十六・東夷伝高麗條(以下『隋書』高麗伝 という。)について、私なりの読みと解釈を記し ます。

往者陳叔寶代在江陰,殘害人庶,驚動我烽候,抄掠我邊境。朕前後誡敕,經歷十年,彼則恃長江之外,聚一隅之衆,惛狂驕傲,不從朕言。故命將出師,除彼凶逆,來往不盈旬月,兵騎不過數千。歷代逋寇,一朝清蕩,遐邇乂安,人神胥悅。聞王歎恨,獨致悲傷,黜陟幽明,有司是職,罪王不為陳滅,賞王不為陳存,樂禍好亂,何為爾也?王謂遼水之廣何如長江?高麗之人多少陳國?朕若不存含育,責王前愆,命一將軍,何待多力!慇懃曉示,許王自新耳。宜得朕懷,自求多福。

(さきに) 往きし者より陳の叔寶は代々江陰 に在り。人民庶民を残酷に害し、我の烽候(番 兵)を驚動させ、我が辺境を掠奪す。朕は前後 に戒め十年を経歴す。彼は則ち長江の外に恃み、 一隅の衆を聚め、惛にして狂い驕り傲り、朕 の言に従わず。故に將に命じ師を出す。彼の凶 逆を除く。來往は旬月に盈たず。兵騎は数千に 過ぎず。歴代の逋寇は一朝にして清算し蕩かす。 遐邇乂安(くつろぎやすらぐ)し,人神胥悅ぶ。 王は歎恨と聞く。独り悲傷と致し幽明を黜一陟 す。有司、是を職る。王を罪とするのは陳を 滅する為でなく、王を賞するは陳の存するが為 ならず。禍を楽しみ乱を好むのは何の為なりか。 王よ遼水の広さは長江の如くと謂うのか。高麗 の人は陳國とくらべ多いか少ないか。朕が若し 含み育てることを存せず、王の以前の 愆 ちを責 め、一將軍に命ずれば何の多力を待つものか。 慇懃に教示し王の自らの新しさを許すのみ。朕 の懐を宜しく得て自ら多くの福を求めよ。

高麗より大きい陳国の平定を例に出して高麗 の湯を諫め、侵害しないよう諭しています。 湯得書惶恐,將奉表陳謝,會病卒。子元嗣立。 高祖使拜元為上開府、儀同三司,襲爵遼東郡公, 賜衣一襲。元奉表謝恩,并賀祥瑞,因請封王。 高祖優冊元為王。

湯は書を得て惶恐し、将に表を奉じ陳謝す。 會、病で卒す。子の元が嗣ぎ立つ。高祖、使いを拝し、元を上開府、儀同三司と為す。遼東郡公を襲爵し衣一襲を賜う。元、表を奉じ謝恩す。併せて祥瑞を賀す。因って王に封じられるよう請う。高祖、元を優遇し冊封し王と為す。

明年,元率靺鞨之衆萬餘騎寇遼西,營州總管韋沖擊走之。高祖聞而大怒,命漢王諒為元帥,總水陸討之,下詔黜其爵位。時餽運不繼,六軍乏食,師出臨渝關,復遇疾疫,王師不振。及次遼水,元亦惶懼,遣使謝罪,上表稱「遼東糞土臣元」云云。上於是罷兵,待之如初,元亦歳遣朝貢。

湯は侵害を諫められ陳謝するが、元もまた性 懲りもなく侵害しては諫められ、また謝り朝貢 します。

煬帝嗣位,天下全盛,高昌王、突厥啟 人可汗並親詣闕貢獻,於是徵元入朝。元懼,藩禮頗闕。 大業七年,帝將討元之罪,車駕渡遼水,上營於遼東城,分道出師,各頓兵於其城下。高麗率兵出拒,戰多不利,於是皆嬰城固守。帝令諸軍攻之,又敕諸將:「高麗若降者,即宜撫納,不得縱兵。」城將陷,賊輒言請降,諸將奉旨不敢赴機,先令馳奏。比報至,賊守禦亦備,隨出拒戰。如此者再三,帝不悟。由是食盡師老,轉輸不繼,諸軍多敗績,於是班師。是行也,唯於遼水西拔賊武厲邏,置遼東郡及通定鎮而還。

場帝が嗣位し天下全盛なり。高昌王、突厥、 啟人可汗並んで親ら闕に詣でて貢獻す。是に於 いて元の入朝を徴すが、元、懼れて藩禮を頗り闕 く。大業七年、帝は將に元を討ち罪とするに車 駕遼水を渡る。上は遼東城に於いて営し道を分 けて師を出し各に兵を其の城下において駐屯す。 高麗、兵を率い出て拒むも戰多く不利なり。是 に於いて皆、城を嬰りて固守す。帝、諸軍に命 令しこれを攻め又、諸將に、敕 す。「高麗、若 し降者あれば、即ち宜しく撫納し兵を 縱 には 得ず。」

城、將に陷るとき賊は輒ち降を請うと言う。 諸將、旨を奉じ敢て機に赴かず。先ず馳奏を令 す。比の報を至るに賊の守禦も亦た備わり隨い 出て戰を拒む。此の如く者を再三にわたり帝は 悟らず。是に由りて食は盡き師老いて轉輸継が ず諸軍敗績多し。是に於いて班師す。是の行や 唯だ遼水の西に於いて賊の武厲邏を拔き、遼東 郡及び通定鎮を置くのみにして還る。

九年,帝復親征之,乃敕諸軍以便宜從事。諸 將分道攻城,賊勢日蹙。會楊玄感作亂,反書至, 帝大懼,即日六軍並還。兵部侍郎斛斯政亡入高 麗,高麗具知事實,悉鋭來追,殿軍多敗。

(大業) 九年、帝復た親ら之を征す。乃ち敕諸軍に 勅 するに便宜に從事することを以ってす。諸將、道を分けて城を攻め賊勢日に縮まる。 會 楊は玄感し乱を作し反乱の書至る。帝大いに懼れ即日六軍並びに還す。兵部侍郎斛斯政、亡げ高麗に入る。高麗具さに事實を知り悉に鋭く來追し殿軍多く敗る。

十年,又發天下兵,會盜賊蜂起,人多流亡, 所在阻絶,軍多失期。至遼水,高麗亦困弊,遣 使乞降,囚送斛斯政以贖罪。帝許之,頓於懷遠 鎮,受其降款。仍以俘囚軍實歸。至京師,以高 麗使者親告於太廟,因拘留之。仍徵元入朝,元 竟不至。帝敕諸軍嚴裝,更圖後舉,會天下大亂, 遂不克復行。

(大業)十年、又天下の兵を発す。 會 盗賊蜂起し人多く流亡し所在阻絶し軍多く期を失う。 遼水に至り高麗亦た困弊す。使いを遣り降を乞う。斛斯政を囚え送るり以って贖罪す。帝、之を許し懷遠鎮に於いて駐屯し其の降款を受ける。 仍りて俘囚軍實を以って歸る。京師に至り高麗

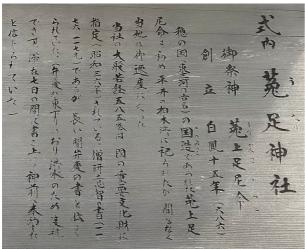
高麗のたびたびの侵害に対して初代文帝に続き第二代の煬帝においても高麗の横暴を徹底できないままとなります。それほど高麗は軍事力が高いことをあらわすとともに、隋の不甲斐なさを述べています。

古代逸年号を見つけたよ

名古屋市 石田敬一

愛知県豊川市小坂井町の兎足神社は、御祭神が葛城牡襲津彦命の四世の孫、菟上足尼命で、その創立は白鳳十五年(686年)四月十一日とされます。『延喜式神名帳』の「東海道參河國寶飫郡」の式内、菟足神社に比定されています。

(平成28年6月1日探訪)





前回の例会報告

■ 推古16年の中国との通交記事について 瀬戸市 林 伸禧

中国史料と書紀の不整合な記事から考察する と、推古16年の記事は俀國との通交を盗用し12 年遡らせている。また官位十二階は俀國の制度 である。

■ 蝦夷朝貢と飛鳥寺

名古屋市 佐藤章司

雄略紀の蝦夷朝貢は、34年遡った斉明時代の 出来事とする正木裕説(『古代に真実を求めて』 第11集)に刺激を受けて発表した。

持統2年12月の「蝦夷男女213人を飛鳥寺の西の槻の下で饗応した」記事から飛鳥寺は九州王朝の都である筑紫にあった。また、斉明3年の都貨邏人を饗応した記事も飛鳥寺が筑紫にあったことを示している。

■『隋書』を徹底して読む 東夷伝高麗條(中段の2) 名古屋市 石田敬一

高麗は隋の藩附(属国)でありながら従わないと隋の文帝は嘆き、従がえば許そうとする朕としての心の広さを多くの分量を割いて述べている。なお、高麗の葬儀の状況が現在の日本に通じるところがあるとした。

例会の予定

■ 今月の例会

- (1) 日 時 6月19日(日) 13:30~17:00
- (2) 場所

名古屋市市政資料館 第5集会室 名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

- (3) 参加料 500円 (会員は不要)
- (4) 交通機関
 - ·地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
 - ·名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分
- (5) 駐車場 市政資料館:12台+α収容(無料)

■ 来月の例会日

7月17日(日)サマーセミナー

会場:東海学園大学・高校

■ 次の会報誌への投稿締め切り 6月30日(木)

投稿先: furutashigaku_tokai@yahoo. co. jp

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。